

総合型基金を取り巻くコンテキストとコンフリクト ——判例データベースからの示唆——

星 野 雄 介

キーワード：企業年金、厚生年金基金、総合型、年金ガバナンス、年金マネジメント、組織間コンフリクト、訴訟リスク、判例データベース

I はじめに

日本の企業年金を取り巻く環境は大きく変化している。2012年のAIJ問題は厚生年金基金の財政悪化を導いただけでなく、2013年6月の厚生年金基金の9割に解散か他制度への移行を迫る改正法成立につながった¹⁾。このような環境の変化は、厚生年金基金の利害関係者に様々な影響を与えると予想される。

本研究は、企業年金の中でも、特に総合型厚生年金基金（以下、総合型基金と表記する）の現状を分析し、そのマネジメント上の特徴と留意点を明らかにすることを目的としている。まず総合型基金に注目する理由は、既存研究（越（2007）、和泉（2009）、宮原（2011）（2012）、北山（2012））でも述べられている通り、2003年から2005年の代行返上ラッシュの後、総合型基金が厚生年金基金制度全体の大部分を占めるようになったためである²⁾。

続いて、総合型基金のマネジメントに注目する理由は、次の通りである。第1に、組織は環境から強く影響を受けるものの、環境に対応して自主的に行動するという側面も同時に存在しているためである。そして第2に、厚生年金基金の運営のためには、参加者間の調整が重要である。これらの「参加者間関係の調整」のための「自主的な行

動」は、まさしくマネジメントに該当するためである。

本論文の構成は次のようになっている。第2節で総合型基金についての先行研究をレビューし、残されている研究の余地について整理する。第3節で本研究における分析の方法を説明する。第4節で分析の結果を明らかにする。第5節で論文の結論および、含意と研究の限界を述べる。

II 先行研究

本節では総合型基金のマネジメントについての既存研究を整理したうえで、研究の余地について検討していく。総合型基金に関する先行研究は、大きく分けて①年金財政の特徴、②意思決定機構の特徴、という2つの内容に分類できる。以下ではそれぞれを整理したのち、研究の余地を探る。

1 年金財政の特徴

総合型基金の問題として、最も頻繁に取り上げられるのは年金財政の悪化である。そして、財政悪化の原因として、運用利回りの低下（和泉（2009））、設立事業所の脱退や倒産による規模の縮小（和泉（2009））、規模の縮小に伴う人口構造の変化（宮原（2011））などがあげられている

また、年金財政の悪化に関して上記の先行研究とやや異なる視点としては、総合型基金における

退職給付会計の例外的処理（宮原（2011））や、特例解散時に課せられる連帯責任（北山（2012）、墨岡（2012））の問題が指摘されている³⁾。

2 意思決定機構の特徴

続いて、総合型基金の意思決定の特徴を概観する。総合型基金は、同業種あるいは同地域の企業によって構成されているが、単独型や連合型に比べ、参加する設立事業所数は多い⁴⁾。そのため、設立事業所の状況も多様となり、あらゆる意思決定にコストがかかることが指摘されている。たとえば、基金の掛金の引き上げ（厚生年金基金連合会（2002）、宮原（2012））、解散の意思決定（宮原（2011））、基金からの脱退認可（北山（2012））などの論点で、理事会や代議員会でのスムーズな意思決定されないことがあった。

このような意思決定コストの背景としては、事業所数が多いこと、さらに、人事制度などの処遇制度が事業所によって異なることが、かねてより実務家から指摘されていた⁵⁾。

3 小括

総合型基金の先行研究からは、第1に、年金財政が論点となることが多いこと、第2に、総合型基金では利害関係者間で紛争が発生しうることが確認できる。年金財政の問題は、基金の人口構造や運用環境から生じる問題といえる。しかしながら、基金という組織は独自の意思決定機構を持ち、環境に対応することが可能である。そのため、環境変化が問題を生み出しているということは、基金の意思決定に問題があると言い換えることができる（星野（2007））。また、先行研究では、総合型基金においては、利害関係者が多いことから意思決定がスムーズにならないことが指摘されていた。このことから、意思決定の問題の一つは、利害関係者間の調整にあるといえる。

しかしながら、総合型基金のマネジメントについては、実務家による指摘に依るところが大きく、より客観的な視点で検討を加える余地が残されている。また、利害関係者間の対立は何をもたらすのかが明らかではない。そこで、次節以降、判例

データベースを資料として、これらの点について分析していく。

III 方法論

本節では判例データベースのサーヴェイの方法について、①データベースの概要、②サーヴェイの焦点について、説明していく。

1 データベースの概要

本研究では、判例データベースから、厚生年金基金の判例を分析するという手法を採用する。利用するデータベースは、Westlaw Japanである。Westlaw Japanは、約24万件以上（2012年12月現在）の判例を収録している日本最大級の判例データベースである⁶⁾。

2 サーヴェイの焦点

このデータベースを次のような観点から分析していく。ただし、のちに見るように、全件数が39件しかないため、統計というよりも集計と結果の解釈が中心となる。

まず、①使用するサンプルの外形的特徴を明らかにする。ここでは、厚生年金基金制度に関わるすべての判例と、中でも控訴審の判例の数を整理していく。これらが以降のすべての分析の基礎となる。続いて、②紛争の時間的側面に注目していく。まずは、裁判が何年に発生したかを明らかにしていく。続いて、紛争解決までの期間を明らかにしていく。これは、裁判にかかった年数のみならず、紛争が発生したと解釈可能なタイミングまで遡って測定している。期間を測定する理由は、裁判の結果に関わらず、紛争の期間の長期化は、基金や設立事業所に対して重荷になると考えられるためである。次に、③関係する当事者の属性を分類する。どのような利害関係者が訴え、あるいは訴えられたかを明らかにする。次に④「紛争はどのような状況の時に発生したのか」という「紛争のコンテキスト」を取り扱う。⑤として、業種の偏りを検討するために、総合型基金の所属する業種を整理する。そして最後に、⑥コンテキスト

ごとの「論点」を整理する。

以上の分析を進めていくが、本研究では、①判例の解釈、および②勝訴・敗訴などの裁判の結果を取り扱わない。これは、紛争が最終的にどのように解決されたか、そしてその解決が理論的に正当であるかどうかということよりも、本研究が紛争そのものの状況に注目しているためである。

Ⅳ 結果と発見

本節では、前節で示したデータベースと方法をもとに、それぞれの分析焦点について、「分析の方法」「結果と発見事実」を整理していく。

1 サンプルの件数

(1) 分析の方法

2012年12月末までで区切り、Westlaw Japanを「厚生年金基金」「厚年基金」で検索した結果は、177件であった。しかしながら、この177件のうちには、厚生年金基金制度や厚生年金基金それ自体が重要な役割を果たす事件だけでなく、判例の文中にわずかに触れられただけの事件も含まれている。そのため、判例中から、直接厚生年金基金に関連する事件のみを筆者が抽出した。その際の判断基準は、「厚生年金基金の制度やマネジメントに関連していること」であり、原告・被告が基金ではないケースも含んでいる⁷⁾。次に、継続している事件を抽出するために、控訴審の数を測定している。

(2) 結果と発見事実

以上の方法でデータベースを分析した結果は、次の表1に示される。

表1 事件数

事件総数	177件
絞り込み後の事件数	39件
うち控訴審数	8件

出所：筆者作成。

表1で示される通り、2012年12月末までに判決

が言い渡された事件の総数は177件、うち厚生年金基金制度に関連する事件は39件であった。さらに、その39件のうち控訴審の数が8件であった。

2 紛争の発生時点と期間

(1) 分析の方法

続いて、「裁判の発生時点」を測定し、その後「裁判の期間」と「紛争の期間」の2つの期間を測定した。「裁判の期間」は、この事件番号と判決の言渡の「年」から測っている。複数の事件に対してまとめて判決が言い渡されている場合は、すべての事件の発生年と一つの判決言渡「年」との比較によって測定されている。

「紛争の期間」では、判例の本文中から紛争発生時点を月単位で推定し、判決言渡の「月」と比較した。たとえば「代議員会議決無効確認請求事件」⁸⁾においては、基金の脱退を認めない代議員会決議が基金へ連絡された時点を、紛争発生時点とみなしている。

(2) 結果と発見事実

以上の方法でデータベースを分析した結果は、次の図1および表2に示される。

裁判の発生年は、図1に示される。時期としては、2000年代初頭の企業年金制度の改革以降、裁判の数が増加していることが分かる。ただ、制度改革以外の要因として、たとえば運用利回りの低迷も考えられる。しかし、厚生年金基金の運用利回りは、2000年度から2002年度まではマイナスであっ

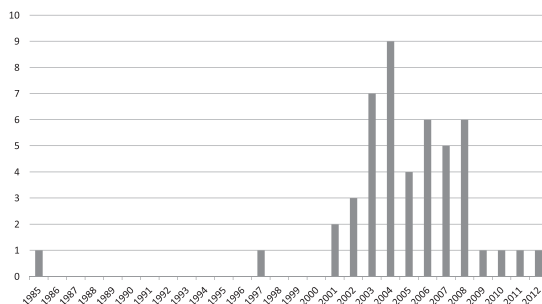


図1 裁判の発生年

出所：筆者作成。

表2 裁判期間と紛争の期間

訴え件数	48件
判決件数	39件
平均裁判期間	1.35年
原審・控訴審を合計した裁判期間の平均	2.5年
原審・控訴審を合計した裁判期間のうち 最長裁判期間	4年
平均紛争期間	40.6か月
最長紛争期間	92か月

出所：筆者作成。

たものの、2003年度から2005年度は一転プラスとなっている⁹⁾。そのため、裁判の数に影響を及ぼした要因については、さらなる研究が必要であるが、本稿では取り扱わない¹⁰⁾。

次に表2で示されている通り、全39事件の裁判期間は、平均で1.35年であった。原審・控訴審を合わせて一つの事件とした場合、最長となったのは、一連の「りそな企業年金基金事件」の4年であった。一方、紛争の期間は平均で3.4年であった。最長の紛争は、基金と運用受託機関とが争った事件¹¹⁾で、7.7年に及んでいた。このような裁判や紛争の期間はコントロールできないという点で、当事者の少なくとも一方にとっては負担を強いるものであるといえる。

3 裁判当事者

(1) 分析の方法

次にどのような利害関係者が裁判当事者となったかを明らかにするために、各事件の当事者を「訴え出た当事者」「訴えられた当事者」という関係に整理していく。控訴審がない場合は、原告と被告の数を「訴え出た当事者」「訴えられた当事者」として数えることとなる。控訴審の場合は、原審の原告・被告は考慮に入れず、控訴人を「訴え出た当事者」、被控訴人を「訴えられた当事者」と分類する。

また、原告あるいは被告について、異なる属性と分類される場合は、それぞれを独立して計測する。たとえば事業主が基金理事と基金の双方を訴えた場合、「事業主が基金理事を訴える」と「事業主が基金を訴える」という2つの関係があると

みなしている。ただし、「A基金とB基金が運用受託機関を訴える」という場合は、あくまで1つの関係とみなしている。なぜならば、原告（被告）は同じ属性であると考えられるためである。

この分類を行う際の留意点は以下の通りである。第1に、紛争の発端での当事者が厚生年金基金であるならば、裁判時点で確定給付企業年金基金に変わっていたとしても、厚生年金基金として取り扱うことである。第2に、すでに年金を受給している退職者とその遺族を「受給者等」とし、受給権がない退職者を「元加入員」、現在雇用されており基金に加入している者を「加入員」と分類することである。第3に、代表権については考慮しないことである。基金が当事者となる場合、基金の代表として理事が併記されることが多い。しかしながら、単に代表権を行使しているのみと判断できる場合は、代表者を当事者に含まないこととする。本稿では、代表権以外の理由で理事が当事者になった場合のみ、計測している。第4に、「承継事業所」とは、もともとの設立事業所の事業や従業員の大部分を引き受けた企業を指している。

(2) 結果と発見事実

以上の方法で判例を分析し、結果を「訴え出た当事者」「訴えられた当事者」で整理すると、表3のようになる。

表3は、「誰が・誰に対して・何件訴えたか」を示している。縦軸は「訴え出た当事者」、横軸は「訴えられた当事者」である。マトリクス内の数字は訴えの数である。多様な主体が「訴え出た当事者」となり、「訴えられた当事者」となっていることが分かる。まずは「訴え出た当事者」の観点から、次に「訴えられた当事者」の観点から、特徴を検討していこう。なおここでは訴訟関係の全景を明らかにするため、総合型基金以外が関与した事件をも含めている。

「受給者等」は、「厚生年金基金」(5件)、「事業所・事業主」(3件)、「承継事業所」「理事」(ともに1件ずつ)を訴えている。例外として「連合会」「税務署」が1件ずつあるものの、受給者の不満

表3 当事者関係

【訴えられた当事者】

	受給者等	事業所・事業主	承継事業所	厚生年金基金	企業年金基金	理事	運用受託機関	投資先企業	連合会	社会保険審査会	厚生労働大臣	税務署	合計
受給者等		3	1	5		1			1			1	12
元加入員		2	1										3
加入員				1									1
事業所・事業主				8		1					2		11
厚生年金基金	4	1	2				3	1		2			13
企業年金基金							1						1
運用受託機関				1	1								2
税務署	1												1
合計	5	6	4	15	1	2	4	1	1	2	2	1	44

出所：筆者作成。

の大部分は基金と基金を運営する事業主に対して向けられているといえる。これらの点は直観に反してはいない。

「事業所・事業主」の訴訟先は、全11件中8件を「厚生年金基金」が占めている。「理事」も合わせれば9件となる。つまり、事業主の不満のほとんどは、基金に向けられているといえる。興味深いのは訴え出た先として「厚生労働大臣」が2件あることである¹²⁾。この2件はともに、総合型基金の解散後に、設立事業所の一つが厚生労働大臣による解散認可の取り消しを求めた事件であった。つまり、基金が解散してしまったために、代わりに厚生労働大臣を訴え出たものとみなすことができる。つまり、事業主の不満のすべては、厚生年金基金の運営に向けられているのである。この点は、年金ガバナンスでよく取り上げられる「基金の設立事業所に対する受託者責任」を思い出させるかもしれないが、この点については、第5節2で検討していく。

一方、「厚生年金基金」の訴訟先は「事業所・事業主」や「受給者等」と異なり、多岐に亘っている。「運用受託機関」「投資先企業」への訴え出は、基金の受託者責任を果たす行動であるといえる。「投資先企業」を訴えた事件は、「西武鉄道有価証券報告書虚偽記載事件」¹³⁾であった。それ以外では「受給者等」が5件、「事業所・事業主」および「承継事業所」が合わせて3件、「社会保険

審査会」が2件であった。中でも特筆すべきは「受給者等」が訴えられるケースである。そのうち4件ではNTT企業年金が訴え出ており、すべて共済組合と厚生年金保険法との間の調整が問題となっている¹⁴⁾。

次に、「訴えられた当事者」の観点から整理していこう。表4からも明らかな通り、厚生年金基金が「訴えられた当事者」となるケースは、15件と非常に多い。続いて、「事業所・事業主」と「承継事業所」の合計10件、「受給者等」の5件となっている。

「厚生年金基金」を訴える主体の大部分は、「事業所・事業主」(8件)と「受給者等」(5件)であった。設立事業所を示す「事業所・事業主」と「承継事業所」については、「受給者」(「事業所・事業主」と「承継事業所」合わせて4件。以下同じ)

「元加入員」(3件)「厚生年金基金」(3件)から訴えられている。

逆に、基金制度の主要な利害関係者であるにもかかわらず、裁判当事者にはほとんどならないのは「加入員」(訴え出た件数・訴えられた件数合わせて1件)、「元加入員」(同3件)であった。しかも、「元加入員」は、設立事業所の事業譲渡に伴う解雇、および論旨解雇が論点となったケースであり、基金の元加入者としての立場よりも、元被用者としての立場で訴え出たといえる。これら2種類の利害関係者が関与する件数が少ない理由として、

「年金給付よりも雇用関係を重視しているため」「一時的な不利益変更についても、その後の経済状態によって挽回可能であるため」といった理由を考えることができるが、本稿では検討しない。

4 訴訟のコンテキスト

(1) 分析方法

続いて、どのようなコンテキストで訴訟が発生したのかについて整理していく。データは、判例の本文中より抽出されている。たとえば、合同運用義務の有無が問題となった事件¹⁵⁾は、「運用の問題」と分類している。また、一連の「りそな企業年金基金事件」は「年金減額」と分類している。

続いて、基金の形態とコンテキストの関係を明らかにするために、「訴え出た当事者」「訴えられた当事者」「その他」における総合型厚生年金基金・企業年金基金の数を抽出している。このときの「その他」というのは、「訴え出た当事者」でも「訴えられた当事者」でもないが、事件に関連しているという場合を示している。たとえば、「日本紡績業厚生年金基金事件」¹⁶⁾において、当該基金は裁判の時点で解散していた。しかしながら、も

ともとの設立形態は総合型基金であった。このような場合に「その他」に分類している。

(2) 結果と発見事実

以上の方法でデータベースを分析した結果は、次の表4に示される。

表4より、少なくとも3つの事実が明らかになる。第1に、紛争に発展しやすいコンテキストがありうる、ということである。「基金の解散」「事業所加入員数の減少」「運用での問題」「基金からの脱退」「公共企業体職員等共済組合と厚年保険法との連携」などが、それに該当する。

第2に、総合型基金が関係する割合が多いことである。全39件のうち、過半数を占める22件で総合型基金が関わっている。裁判当事者の重複も計測すると、「訴え出た当事者」13件中の8件が、「訴えられた当事者」15件中10件が、総合型基金となっている（表3参照）。

第3が、総合型基金だからこそ起こりうるコンテキストが多いことである。たとえば、「事業所加入員の減少」「基金からの脱退」「基金の加入替え」は、年金プランの性質上、総合型であるがゆ

表4 訴訟のコンテキスト

コンテキスト	件数	総合型基金が関わった件数			
		訴え出た当事者	訴えられた当事者	その他	合計
基金の解散	10		1	3	4
事業所加入員数の減少	5	2	3		5
運用での問題	4	3	1		4
基金からの脱退	4		4		4
公共企業体職員等共済組合と厚年保険法との連携	4				
事業の譲渡	3	2			2
代行返上	2				
年金減額	2				
加算年金の適用範囲	1				
加入員の諭旨解雇	1				
基金の加入替え	1			1	1
退職手当制度の改定	1		1		1
有価証券報告書の虚偽記載	1	1			1
合計	39	8	10	4	22

出所：筆者作成。

えに発生したと考えられる。

5 総合型基金の産業分類

(1) 分析方法

続いて、裁判に関連した総合型基金がどのような業種に属しているかを整理していく。データは、判例の文中より抽出されている。前項とは異なり、「訴え出た当事者」「訴えられた当事者」「その他」を問わず測定している。さらに本項では、複数の基金が原告（あるいは被告）であった場合、それぞれの基金が属する業種を数えることとしている。たとえば、「西武鉄道有価証券報告書虚偽記載事件」¹⁷⁾では東京乗用旅客自動車厚生年金基金と全国信用金庫厚生年金基金が原告となり、それぞれ「運輸業」と「金融業」に分類される。

産業分類は2007年11月に改定された日本標準産業分類を使用する。主に産業大分類を用いるが、製造業についてのみ詳細を把握するため中分類まで用いることとした。

(2) 結果と発見事実

以上の方法でデータベースを分析した結果は、次の表5に示される。

表5 総合型基金の産業分類

産業分類	基金数	うち総合型基金数
運輸業・郵便業	9	7
卸売業・小売業	4	4
金融業・保険業	3	1
建設業	4	3
サービス業	3	3
情報通信業	4	0
製造業	15	4
うち化学工業	2	0
うち家具・装備品	1	1
うち機械器具	1	1
うち業務用機械器具	1	0
うち金属製品	1	1
うち情報通信機械器具	2	0
うち繊維工業	5	1
うち輸送用機器	2	0

出所：筆者作成。

表5より顕著な点は、産業大分類上もっとも件数の多い「製造業」では総合型基金が少なく、「運輸業・郵便業」で総合型基金が最も多いことである。ついで「卸売業・小売業」「建設業」「サービス業」の順となっている。

ただし、「卸売業・小売業」「建設業」では全産業平均よりも中小企業の割合¹⁸⁾が多かったが、「運輸業・郵便業」「サービス業」の中小企業の割合は、全産業平均を下回っている。このことから、裁判当事者の設立形態と、所属する業種に強い関係があるようには思われない。

6 コンテキストにおける「論点」

(1) 分析の方法

続いて、それぞれのコンテキストにおいて、一体何が「論点」となったのかを明らかにする。ここで「論点」とは、判例の本文中から紛争の中心に位置すると考えられる項目を指す。抽出に際し、2つの点に注意を払った。第1が、この「論点」は、裁判における「争点」と異なることもあり得ることである。たとえば、「不当利得返還請求事件」¹⁹⁾において、裁判所は、①解散時特別掛金の徴収の際、徴収不能を見込んだ徴収額の上乗せは許されるのか、②解散時特別掛金の上乗せ徴収分について、原告らの被告に対する清算金返還請求権は認められるか、を「争点」とした。本研究ではこれらの「争点」をまとめ、「特別掛金徴収」という「論点」を設定した。また、「解散認可取消請求事件」²⁰⁾では、原告の訴えが出訴期間内であったかどうか、が「争点」となった。しかし、紛争の発端は解散手続きの正当性であったことから、「解散手続き」という「論点」を設定した。

第2が、紛争の性質上、複数の「論点」が設定されうることである。たとえば、「日本紡績業厚生年金基金事件」²¹⁾では「理事の責任」と「理事と設立事業所との関係」という、明確に異なった2つの「論点」を設定している。

(2) 結果と発見事実

以上の方法でデータベースを分析した結果は、次の表6に示される。

表6 コンテキストと論点

コンテキスト	論点			
基金の解散 (10)	解散時分配金の受領方法 (1)	解散時分配金の性質 (2)	解散手続き (1)	解散取消請求 (1)
	給付義務 (3)	理事の責任 (3)	特別掛金徴収 (1)	理事の委任関係の有無 (1)
事業所加入員数の減少 (5)	特別掛金徴収 (5)			
運用での問題 (4)	アセットミックスの維持 (3)	不適切な投資指図 (1)		
基金からの脱退 (4)	脱退手続 (1)	特別掛金徴収 (3)		
公共企業体職員等共済組合と 厚年保険法との連携 (4)	退職一時金の返還 (4)			
事業の譲渡 (3)	特別掛金徴収 (1)	詐欺行為の有無 (1)	解雇の有効性 (1)	
代行返上 (2)	代行返上は解約か (2)			
年金減額 (2)	年金減額の正当性 (2)			
加算年金の適用範囲 (1)	加算適用開始年 (1)			
加入員の論旨解雇 (1)	退職給与額 (1)			
基金の加入替え (1)	定年引上げ (1)			
退職手当制度の改定 (1)	退職手当減額 (1)			
有価証券報告書の虚偽記載 (1)	虚偽記載 (1)			

注：下線は総合型基金が関連した事件での論点であることを示している。また、括弧内は件数を示している。

出所：筆者作成。

表6は、それぞれのコンテキストで問題となった論点を整理したものである。表の下線は総合型基金が関連した事件での論点を示している。括弧内は件数である。下線の中でも、総合型という設立形態に深く関与していると思われる点について、説明していく。

「基金の解散」というコンテキストに関しては、「解散手続き」「解散取消請求」「理事の責任」「理事との委任関係」「特別掛金徴収」という多様な論点で争われた。しかし、その他のコンテキストでは、「特別掛金徴収」が主要な論点となっている。「特別掛金徴収」が論点となったケース数は10件であり、「基金の解散」「基金からの脱退」「事業の譲渡」「事業所加入員数の減少」というコンテキストで問題とされた。中でも「基金からの脱退」「事業所加入員数の減少」というコンテキストでは、全9件中8件が「特別掛金徴収」を論点としている。

V 終わりに

1 まとめと結論

本研究は、「総合型基金の現状と、マネジメント上の特徴と留意点とはどのようなものか」という問題を設定した。この問題設定に対して、第4節での分析から得られた発見事実のいくつかを大胆に整理すると次のようになる。第1に、単独型・連合型の基金よりも、総合型基金の方が裁判の件数が多くなる。第2に、「基金からの脱退」や「基金の解散」といった、これまでの関係が変化する場合に、裁判の件数が増加する。これら2点の発見事実をもとに抽象化を試みると、図2のようになる。

図2には「コンフリクト」「利害の多様性」「関係の継続性」という3つの変数が設定されている。まず、「コンフリクト」とは、本稿で用いられた裁判や事件を読み替えたものであり、ここでは件数としている。続いて、「利害の多様性」とは基金の形態を抽象化したものである。単独型基金よ

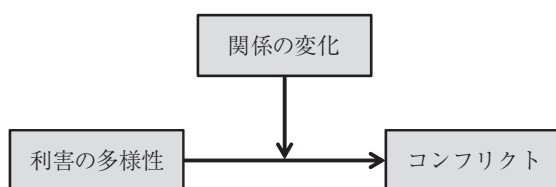


図2 総合型基金を取り巻くコンテキストとコンフリクト
出所：筆者作成。

りも総合型基金のほうが、設立事業所が増加する。そのため、先行研究でも述べられている通り、利害が多様になるといえる。他方で、産業分類はコンフリクトの件数に影響を与えているとはいえなかった。「関係の変化」は「基金からの脱退」や「基金の解散」、「事業の譲渡」「加入員数の減少」「基金の加入替え」といった既存の関係の変化を示している。

変数間関係は次のように記述できる。すなわち、「利害の多様性が高い場合、関係が変化するという状況下では、コンフリクトが発生しやすい」。

以上から、総合型基金のマネジメント上の留意点は次のようになる。第1に、設立事業所および基金の双方が訴訟リスクを回避するためには、利害の多様性を低減させるように、できる限り同質な企業で基金を設立した方がよい。第2に、設立事業所が基金からの脱退、設立事業所の人員削減、事業譲渡、事業所の移転に伴う基金の加入替えを企図する場合には、訴訟リスクを低めるための一定の手当が必要である。第3に、基金を運営する立場からは、解散の意志決定に際し、特別掛金額だけでなく訴訟リスクをも考慮すべきである。以上が、本論文の結論となる。

2 貢献

研究上の貢献は、主に企業年金という研究領域に対してである。第1に、これまでは部分的にしかな注目されてこなかった「企業年金におけるコンフリクト」という現象に着目したことである。第2は、新たな情報源として、判例のデータベースを用い、網羅的に分析したことである。

これらの点について、年金ガバナンスの先行研究と比較する形で、本研究の貢献を検討していこ

う。年金ガバナンスの一つの考え方は、「年金基金をあたかも金融子会社とみなし」(山口(2005), 山口・田川(2011), 高崎(2008)), 「基金の事業方針に事業主が関与する」(山口・田川(2011)) というものである。

本研究の結果、「訴え出た当事者」と「訴えられた当事者」には様々な利害関係者が存在していた。つまり、コンフリクトは、年金ガバナンスが想定しているよりも広い。また、基金が運用機関を訴え出る場合は、「運用受託機関の受託者責任を問う」という「基金の受託者責任」の観点から理解することができる。しかし、本研究が明らかにした通り、設立事業所が基金を訴えるケースでは、年金ガバナンスが想定しているような「忠実義務違反」を追及しているわけではなかった。すなわち、判例データベースを用いた企業年金のコンフリクト研究からは、年金ガバナンス論よりも広く、質的に異なった利害関係が明らかになったのである。この発見は、これまでの企業年金研究に新たなパースペクティブをもたらしうと思われる。

3 含意

本研究の含意の一つは、本研究の成果を確定給付企業年金制度にも適用させることが可能なことである。確定給付企業年金制度は、厚生年金基金制度と異なり、厚生年金の代行部分を持っていない。そのため、基金制度で問題とされた代行部分の予定利率問題は発生しないという点で、年金財政上のリスクが小さい。しかしながら、運営形態として厚生年金基金制度と同じく総合型が認められている²²⁾ ため、総合型の厚生年金基金で生じた利害関係者間のコンフリクトという問題は、総合型確定給付企業年金基金にも起こりうる。

さらに、冒頭で見たように厚生年金基金の9割が解散か他制度への移行を迫られることになる。受け皿がどのようになるかは不明であるが、厚生年金基金よりも財政負担が軽い総合型の確定給付企業年金基金が選ばれる可能性もある²³⁾。このときに本研究の知見が援用できよう。

また、厚生年金基金の解散は、受け皿となる制

度への移行ではなく、個々の企業における企業年金制度の廃止に連なることも予想される。これは、図2の「関係の変化」に該当し、総合型厚生年金基金において様々なコンフリクトが発生すると考えられる。

4 限界

本研究の最大の限界は、データベースを用いることそれ自体に存在している。研究で用いたWestlaw Japanは、すべての判例を網羅しているわけではなく、収録された判例に偏りが生じている可能性がある。また、定量分析をするにあたっての、サンプル数にも限界がある。さらに、そもそも和解によって解決された紛争や、訴訟に至ることのなく当事者同士の調整によって解決された紛争も多々あるだろうが、データベースからは抽出することはできない。そのため、データベースを用いるだけでは紛争の全貌を分析することは困難である。

第2の限界は、厚生年金基金制度に限った分析となっていることである。企業年金制度には、制度自体が終了した税制適格退職年金制度、また、開始後一定の期間を経た確定給付企業年金や確定拠出年金があるが、本研究では取り扱っていない。

第3の限界は、裁判の結果や判決理由を分析していないことである。そのため、本研究の39の判例の中には、回避可能な訴訟リスクと、回避不可能な訴訟リスクが混同されている可能性がある。

しかしながら、これらの限界への対応は今後の課題とする。

謝辞

本論文を書き上げるに当たり、山本克也氏、政策研究調整官、そして複数の匿名のスタッフ（いずれも国立社会保障・人口問題研究所）から貴重なコメントをいただいた。心より感謝する。

注

- 1) 『日本経済新聞』2013年6月20日、朝刊4ページ。
- 2) 2011年度ではその全体に占める割合は実に85.6%に達している（企業年金連合会webサイトaより筆者算出）。

- 3) この問題については、2013年以降に改革される（厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議（2012））。
- 4) 2011年度で、基金数が577、設立事業所数が10万5000事業所であった。基金の設立形態を加味することなく、単純に計算すると、1基金あたりの事業所数は182となる（企業年金連合会webサイトaより筆者算出）。
- 5) 全国測量業厚生年金基金の堀之内専務理事（当時）による（厚生年金基金連合会（2002））。
- 6) Westlaw Japan web サイトより。
- 7) この方法によって分析対象から外れた事件の一例は、一連の「NTT企業年金減額事件」（東京高裁判決・平20（行コ）14号・平成20年7月9日判決言渡など。）であり、被告・原告ともに厚生年金基金ではないにも関わらず、分析対象となった事件は一連の「りそな企業年金基金事件」（東京高裁判決・平20（ネ）2536号・平成21年3月25日判決言渡など。）である。
- 8) 長野地裁判決・平23（ワ）284号・平成24年8月24日判決言渡。
- 9) 企業年金連合会webページb。
- 10) たとえば、制度の新設に伴う選択肢の増加、基金の年齢構成の変化など、あるいはそれらの複合的要因が考えられる。
- 11) 東京地裁判決・平14（ワ）17598号・平成17年8月31日判決言渡。
- 12) 東京地裁判決・平16（行ウ）205号・平成19年8月30日判決言渡と、東京地裁判決・平16（行ウ）566号・平成17年8月31日判決言渡である。
- 13) 東京地裁判決・平18（ワ）207号・平18（ワ）208号・平成21年1月30日判決言渡。
- 14) たとえば、東京地裁判決・平24（ワ）4772号・平成24年7月12日判決言渡。なお、残りの1件は税務署が訴え出ている。
- 15) 神戸地裁判決・平13（ワ）455号・平成15年3月12日判決言渡。
- 16) 大阪地裁判決・平9（ワ）288号・平成10年6月17日判決言渡。
- 17) 東京地裁判決・平18（ワ）207号・平18（ワ）208号・平成21年1月30日判決言渡。
- 18) ここでは従業員数999人以下を中小企業とみなしている。データは総務省統計局『経済センサス基礎調査』を参考にしている。
- 19) 東京地裁判決・平21（ワ）22304号・平成22年7月27日判決言渡。
- 20) 東京高裁判決・平16（行ウ）205号・平成19年8月30日判決言渡。
- 21) 大阪地裁判決・平9（ワ）288号・平成10年6月17日判決言渡。
- 22) たとえば、平成18年4月に設立されたアイ企業年金基金などがあげられる（アイ企業年金基金

webサイト)。

- 23) もちろん、財政リスクを避けるために確定拠出年金を選択することもあるだろう。

参考文献

- 星野雄介 (2007)『日本の企業年金制度に関する経営学的研究 ―受給権保護を中心に―』一橋大学大学院商学研究科学位論文。
- 和泉信俊 (2009)「総合型企業年金制度の現状と展望」『労務事情』1156号, pp.61-65。
- 北山桂 (2012)「解散もできず八方ふさがりの「総合型」基金：残された企業がおびえる連帯責任負担」『金融財政事情』Vol.63, No.8, pp.10-15。
- 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議 (2012)「『厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議』報告書」厚生労働省webサイト<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002ekia.html> (2013年7月1日最終確認)。
- 厚生年金基金連合会 (2002)「特集 総合型基金はいま」『月刊企業年金』Vol.21, No.7, pp.4-11。
- 宮原英臣 (2011)「脱退時の有利不利は？ その後の対応は？ 総合型厚生基金をめぐる企業の動向」『旬刊経理情報』Vol.1295, pp.22-24。
- 宮原英臣 (2012)「『年金消失問題』は他人事ではない！ 中小零細企業が抱える"厚生年金基金問題"の実態と講ずべき対策：総合型厚生年金基金は生き残れるか」『ビジネスガイド』Vol.49, No.7, pp.5-15。
- 越昭太郎 (2007)「総合型基金の動向と課題」『みずほレポート』Vol.72, pp.6-16。
- 墨岡俊治 (2012)「『総合型厚生年金基金』加入企業の信用リスクを考える」『金融財政事情』Vol.63, pp.33-37。
- 高崎亨 (2008)「外部専門家導入による確定給付企業年金基金のガバナンス向上に関する研究」『生命保険論集』第162号, pp.173-214。
- 山口修・田川勝久 (2011)「受託者責任と企業年金ガバナンス」『年金と経済』Vol.30, No.1, pp.22-29。
- 山口登 (2005)「企業年金の受託者責任と年金ガバナンス」『みずほ年金レポート』Vol.59, pp.19-28。

参考判例

- 神戸地裁判決・平13 (ワ) 455号・平成15年3月12日判決言渡。
- 長野地裁判決・平23 (ワ) 284号・平成24年8月24日判決言渡。
- 大阪地裁判決・平9 (ワ) 288号・平成10年6月17日判決言渡。
- 東京高裁判決・平16 (行ウ) 205号・平成19年8月30日判決言渡。
- 東京地裁判決・平16 (行ウ) 566号・平成17年8月31日判決言渡。
- 東京高裁判決・平20 (行コ) 14号・平成20年7月9日判決言渡。
- 東京高裁判決・平20 (ネ) 2536号・平成21年3月25日判決言渡。
- 東京地裁判決・平14 (ワ) 17598号・平成17年8月31日判決言渡。
- 東京地裁判決・平18 (ワ) 207号・平18 (ワ) 208号・平成21年1月30日判決言渡。
- 東京地裁判決・平24 (ワ) 4772号・平成24年7月12日判決言渡。
- 東京地裁判決・平21 (ワ) 22304号・平成22年7月27日判決言渡。

参考Webサイト・新聞記事等

- アイ企業年金基金webサイト <http://aikikin.or.jp/index.html> (2013年7月1日最終確認)。
- 企業年金連合会webサイトa, <http://www.pfa.or.jp/jigyo/tokei/zaisei/koseinenkin/index.html> (2013年7月1日最終確認)。
- 企業年金連合会webサイトb, <http://www.pfa.or.jp/jigyo/tokei/shisanunyo/shisanunyo01.html> (2013年7月1日最終確認)。
- 『日本経済新聞』2013年6月20日, 朝刊4ページ。
- 総務省統計局『平成21年経済センサス 基礎調査』webサイト<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2009/index.htm> (2013年7月1日最終確認)。
- Westlaw Japan web サイト <http://www.westlawjapan.com> (2013年7月1日最終確認)。

(ほしの・ゆうすけ 武蔵野大学講師)